

# 書面の提出方法Q & A (非開示希望編)

Q1

相手方や利害関係人に住所や電話番号を知られたくありません。申立書に住所や電話番号を記載する欄がありますが、どうしたらいいですか？

**知られたくない住所等は記載しないでください。電話番号は空欄でも構いません。**

申立書には知られてもよい住所等を記載してください。裁判所からの連絡は「連絡先等の届出書」に記載された住所や電話番号に行いますので、**非開示を希望する項目にチェックを入れて提出してください。**

弁護士に委任する場合には、委任状にも知られたくない住所は記載しないでください。

Q2

提出予定の書面(申立書を除く。)の一部に、**裁判所に知らせる必要がなく**、他の当事者や利害関係人に知られたくない情報が記載されています。どのように提出すればいいですか？ 例)診断書の住所、源泉徴収票の住所など

※マイナンバーの記載は不要です(マイナンバーに関する説明書を参照してください。)

**書面をコピーするなどして該当箇所にマスキング(黒塗り)をして提出してください。**

住所等だけでなく、**住所等を推知させる情報**(例:子の学校名、住所近隣の施設名、写真の背景)の**マスキングも忘れず**にしてください。提出後にマスキングをすることはできません。

Q3

提出予定の書面(申立書を除く。)の一部に、**裁判所に知らせる必要があり**、他の当事者や利害関係人に知られたくない情報が記載されています。どのように提出すればいいですか？

**「非開示の希望に関する申出書」を作成して提出してください。**

「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入し、提出する書面をコピーした上で、非開示希望部分をマーカーなどで特定した上で、申出書と提出する書面を**留めて一体として提出してください**。ただし、申出をした場合でも、他の当事者等からの閲覧謄写請求が認められる場合もあります(Q4参照)。

Q4

非開示希望の申出をすれば、他の当事者や利害関係人に開示されませんか？

**開示される可能性があります。**

他の当事者等から閲覧や謄写(コピー)の請求がされた場合、裁判所は、**法律の規定に従って、認める、認めない**を判断することになります(※)。開示される可能性があることを念頭に置いて、本当にその書面を裁判所に提出する必要があるかどうか、慎重に検討してください。 ※家事事件手続法47条3項及び4項、254条3項

Q5

書面提出時に「非開示の希望に関する申出書」を添付しなかった場合、当該書面はどのように扱われますか？

**他の当事者等への非開示を希望しない書面として扱います。**

閲覧や謄写(コピー)の請求がされた場合、**書面提出者への照会はいたしません**のでご注意ください。

具体的な書面の提出方法は、各係までお問い合わせください。

盛岡家庭裁判所 調停係 019-622-3458

審判係 019-622-3452

後見係 019-622-3457